

使用前検査変更申請書

廃炉発官R1第212号  
令和2年2月14日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

令和元年11月26日付け廃炉発官R1第146号をもって申請し、  
令和2年1月16日廃炉発官R1第191号をもって変更した  
サブドレン他水処理施設に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、  
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び  
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、  
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。





工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

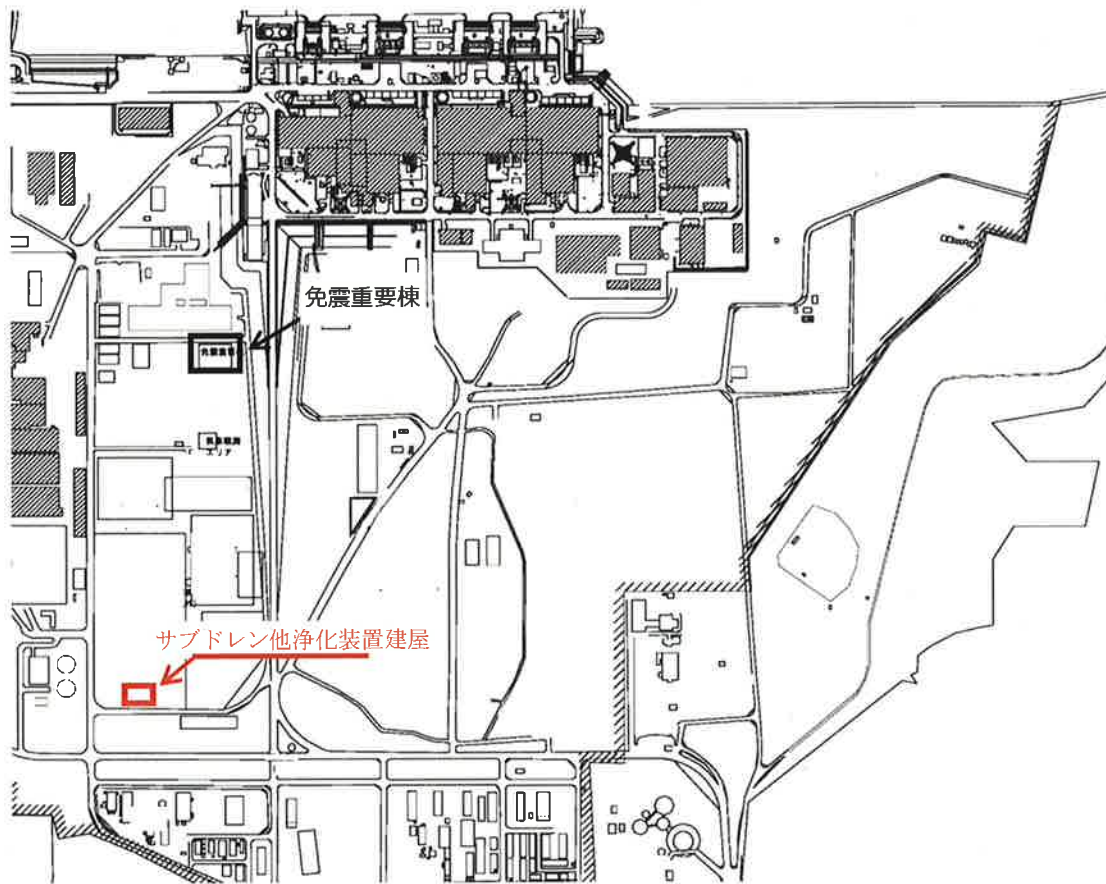
サブドレン他浄化装置建屋 : 管理対象区域

別添1 : 検査場所図

別添2 : 検査範囲図

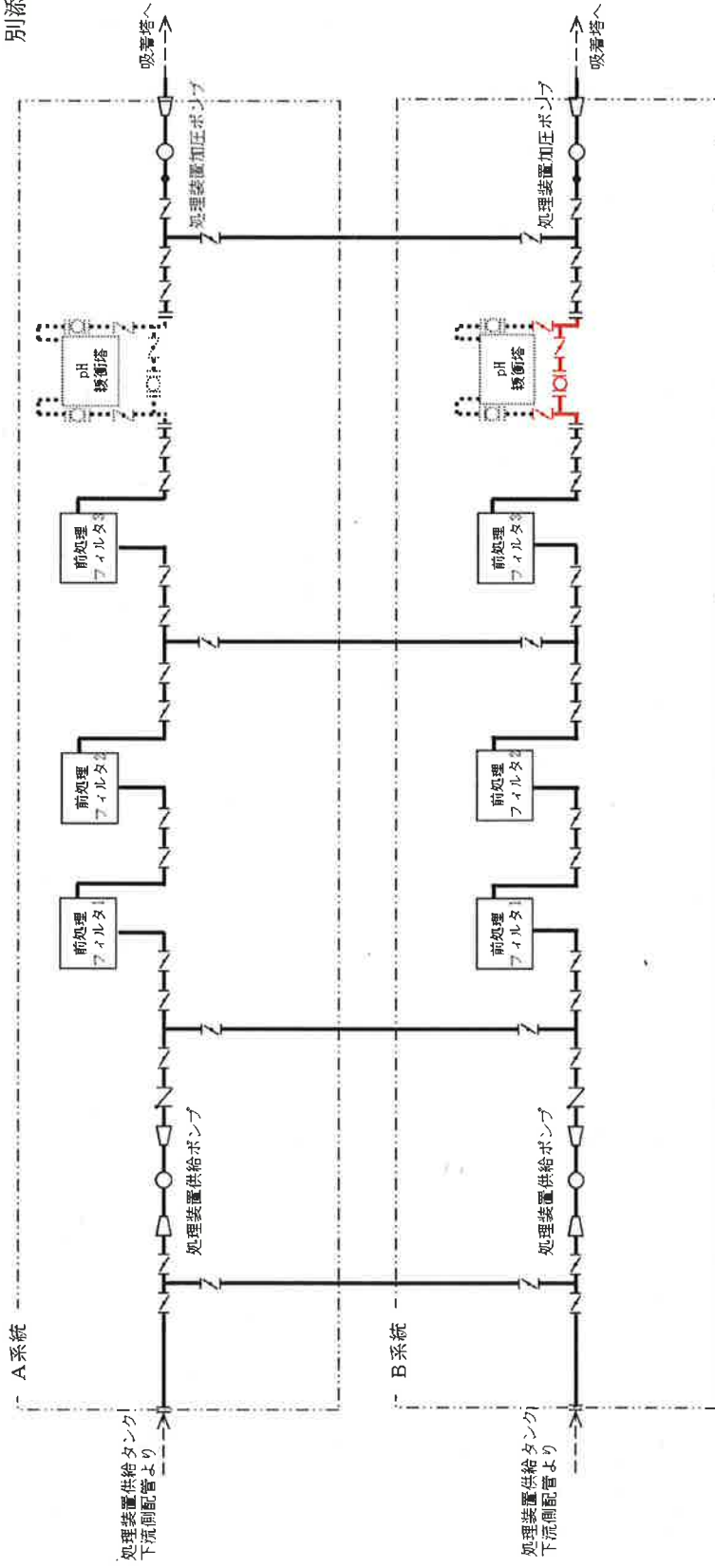
以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所



11011 : 伸縮継手

検査範囲図

- 凡例 :
- 本申請検査範囲 (バイパスイ設置※範囲)
  - ⋯ 別申請検査範囲 (pH緩衝塔, バイパスイ設置範囲)
  - 既設置設備
- ※7111ター4撤去後設置